



鳥取県公報

令和5年7月31日（月）
号外第66号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 病院局管 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（7）（総務課）・・・2
理規程

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年7月31日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

鳥取県病院局管理規程第7号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(夜間看護等手当)</p> <p>第15条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 病院に勤務する職員のうち医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける者が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。次項及び第3項において同じ。）において行われる看護等の医療業務に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の業務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p style="margin-left: 20px;">ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) <u>当該勤務の前の当該月におけるアの勤務の回数に2を乗じて得た数とイの(ア)及び(イ)の勤務の回数とを合算した数（以下この号において「既勤務単位回数」という。）が6以下である場合 7,300円</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) <u>既勤務単位回数が7である場合 7,900円</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(ウ) <u>既勤務単位回数が8以上である場合 8,500円</u></p> <p>イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務</p> <p style="margin-left: 20px;">(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上であるもの 3,550円（<u>既勤務単位回数が8以上である場合は、4,150円</u>）</p> <p style="margin-left: 20px;">(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時</p>	<p>(夜間看護等手当)</p> <p>第15条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 病院に勤務する職員のうち医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける者が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前との間をいう。次項において同じ。）において行われる看護等の医療業務に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の業務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p style="margin-left: 20px;">ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務</p> <p style="margin-left: 40px;">7,300円（月の勤務の全てが深夜の全部を含む勤務である場合は、9,700円）</p> <p>イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務</p> <p style="margin-left: 20px;">(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上であるもの 3,550円（<u>月の勤務の全てが深夜を含む勤務である場合は、4,750円</u>）</p> <p style="margin-left: 20px;">(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時</p>

<p>間未満であるもの 3,100円 (<u>既勤務単位回数が8以上である場合は、3,700円</u>)</p> <p>(ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満であるもの 2,150円</p> <p>(2) 略</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、月の勤務の全てが深夜を含む勤務である場合の第1項第1号の業務に係る手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>その勤務時間が深夜の全部を含む勤務</u> 9,700円</p> <p>(2) <u>その勤務時間が深夜の一部を含む勤務</u></p> <p>ア <u>深夜における勤務時間が4時間以上であるもの</u> 4,750円</p> <p>イ <u>深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるもの</u> 4,300円</p> <p>ウ <u>深夜における勤務時間が2時間未満であるもの</u> 3,350円</p> <p><u>4 勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とする</u>と管理者が認める場合における第1項第1号の業務に係る手当の額については、当分の間、<u>第2項第1号及び前項</u>に定める額に1,140円の範囲内で当該事情に応じて管理者が定める額を加算した額とする。</p>	<p>間未満であるもの 3,100円 (<u>月の勤務の全てが深夜を含む勤務である場合は、4,300円</u>)</p> <p>(ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満であるもの 2,150円 (<u>月の勤務の全てが深夜を含む勤務である場合は、3,350円</u>)</p> <p>(2) 略</p> <p><u>3 勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とする</u>と管理者が認める場合における第1項第1号の業務に係る手当の額については、当分の間、<u>前項第1号</u>に定める額に1,140円の範囲内で当該事情に応じて管理者が定める額を加算した額とする。</p>
---	---

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。